

米 シ 第 5 0 7 号  
令和 3 年(2021 年)12 月 24 日

## 公共施設等運営権設定書

奥伊吹 S P C 株式会社  
代表取締役 草 野 丈 太 様

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、奥伊吹 S P C 株式会社に米原市観光・レクリエーション関連 2 施設に係る公共施設等運営事業における公共施設等運営権（P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する。

米原市観光・レクリエーション関連 2 施設に係る公共施設等運営事業における公共施設等運営権について、P F I 法第 19 条第 2 項に規定する事項の内容は、下記のとおりである。

### 記

#### 1 公共施設等の名称

グリーンパーク山東  
米原市近江母の郷文化センター

#### 2 公共施設等の立地ならびに規模および配置

##### (1) 立地

米原市池下 80 番地 1（グリーンパーク山東）  
米原市宇賀野 1364 番地 1（米原市近江母の郷文化センター）

##### (2) 規模

ア グリーンパーク山東

(ア) 敷地面積 1 5 7, 1 7 8 平方メートル

(イ) 対象施設 宿泊研修棟、コテージ、工芸館、屋内多目的運動広場、芝生広場、テニスコート、イベント広場、屋内ゲートボール場、屋外ゲートボール場、林間キャンプ場、アスレサーキット場、フィールドアスレチック、林間広場、田園空間コミュニティ施設、以上の施設に付帯する施設

イ 米原市近江母の郷文化センター

(ア) 敷地面積 26,021平方メートル

(イ) 対象施設 暮らしの工芸館、ふれあい広場、テニスコート、ふれあいドーム、物産交流館さざなみ

(3) 配置

別図のとおり

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 準備業務

(2) 運営管理業務

(3) 維持管理業務

(4) 改修・増築等に関する業務

(5) 自主事業

4 公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権の設定の日から令和14年3月31日まで

以上

# 公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図

別図



①	宿泊研修棟
②	コテージ
③	工芸館
④	屋内多目的運動広場
⑤	芝生広場
⑥	テニスコート
⑦	イベント広場
⑧	屋内ゲートボール場
⑨	屋外ゲートボール場
⑩	林間キャンプ場
⑪	アスレサーキット場
⑫	フィールドアスレチック
⑬	林間広場
⑭	田園空間コミュニティ施設

< 凡例 >

運営権対象施設の範囲

-  市有地
-  建築物

グリーンパーク山東

# 公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図

別図



①	くらしの工芸館
②	ふれあい広場
③	テニスコート
④	ふれあいドーム
⑤	物産交流館さざなみ

< 凡例 >

運営権対象施設の範囲

	市有地
	建築物

米原市近江母の郷文化センター